

柔道整復師(接骨院・整骨院)での正しい施術の受け方

健康保険と柔道整復師(接骨院・整骨院)

生長会健康保険組合では、柔道整復師(接骨院・整骨院)にかかった際の健康保険扱いの条件等をお知らせし、柔道整復師(接骨院・整骨院)での適正な受療について、みなさまのご理解とご協力をお願いすることといたしました。

柔道整復師(接骨院・整骨院)の正しい施術の受け方

接骨院・整骨院での施術には、健康保険が使える場合と使えない場合がありますので御注意ください。

健康保険が使えるもの

健康保険で柔道整復師(接骨院・整骨院)からの施術が受けられるのは、外傷性による「骨折・脱臼・捻挫・打撲」に限られ、しかも、「骨折・脱臼」については、あくまでも応急処置として認められた場合に限られます。

業務上並びに通勤災害以外で発生した次の負傷に限ります。

急性又は亜急性の外傷性による捻挫・打撲・挫傷(肉離れ等)

急性又は亜急性の外傷性による骨折・脱臼・不全骨折

(応急手当を除き医師の同意が必要です。なお、応急手当後の施術は医師の同意が必要です。)

健康保険が使えないもの

日常生活での単なる疲れ、肩こり、腰痛

内科的原因による疾患

外科・整形外科等で治療を受け、治療や投薬(内服薬・貼り薬・塗り薬等)を受けている場合

スポーツ等による筋肉疲労・筋肉痛

医師が治療すべき腰痛・椎間板ヘルニア

脳疾患後遺症等の慢性病

症状の改善が見られない長期漫然とした施術

神経症による筋肉の痛み(リュウマチ・関節炎)

数年前に治療した箇所が自然に痛み出したもの等

以上の症状等で、柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受けても、その費用

は全て自己負担となります。

なお、これ以外にも、「ちょっと肩がこったとの理由であんま(指圧やマッサージを含みます)のみの施術を受けた」等の場合でも健康保険は使えませんので、その費用は全て自己負担となります。

また、同時に病院や診療所等医療機関へ二重にかかっている場合の接骨院・整骨院の費用も全額自己負担となります。

健康保険で施術を受けるときの注意

柔道整復師が健康保険組合に提出する「療養費支給申請書」の委任状の欄は、傷病名や日数を確認して必ず患者本人が自筆で署名してください。

自己負担した場合の領収書並びに施術明細書を必ず発行してもらってください。

療養費支給申請書の審査(点検)について

「生長会健康保険組合」では、柔道整復師(接骨院・整骨院)からの「療養費支給申請書」に基づいて、被保険者(被扶養者)に通院日数や負傷原因などを文書で照会しています。

これら審査した結果、健康保険の対象外である施術のケースや病院・医院での二重受診と判断されたときは、柔道整復師(接骨院・整骨院)に支払った療養費を返還していただくこともあります。

これらについては、適正な給付を行い「生長会健康保険組合」の健全な財政を維持するためにも欠かせないことであり、是非ともご理解とご協力をお願いいたします。